

# 北方領土パネル展を開催

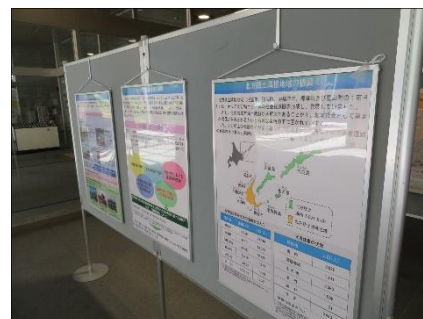
「北方領土返還要求運動強調月間」に行われる取組の一環として、北海道開発局と北海道は共同で「北方領土パネル展」を開催しました。

本パネル展は、毎年8月に北海道が実施している「北方領土返還要求運動強調月間」に行われる取組の一環として、北海道開発局と北海道が共同で実施するもので、今年で10年目の開催となりました。

## 北方領土パネル展

日時：令和6年8月21日（水）～30日（金）  
場所：札幌第1合同庁舎 1階南側ホール

今年のパネル展の様子



## 北方領土隣接地域振興に関するパネル

### 北方領土隣接地域の振興

北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町）は、かつて北方領土一体の社会経済圏を形成し、発展してきました。しかし、今なお北方領土問題が未解決であることから、地域社会として望ましい発展が阻害されるという特殊な事情の下に置かれています。また、北方領土の元居住者が多く暮らすこの地域は、北方領土返還要求運動の発祥の地であると同時に、この運動の拠点としても重要な地域です。

北方領土隣接地域の面積及び人口			元居住者の状況	
市町名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	居住地	人口 (人)
根室市	502.65	23,546	道内	8,226
別海町	1,317.17	14,372	隣接地域	1,141
中標津町	684.87	22,729	その他	2,685
標津町	624.69	4,952	道外	1,598
羅臼町	397.72	4,488	海外	21
合計	3,527.10	70,087	合計	5,445

隣接地域比率 (%) 21.0

### 北方領土隣接地域の振興

政府は、隣接地域が置かれている特殊事情にかんがみ、この地域の安定した地域社会の形成に資するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」（昭和57年8月31日法律第85号）（以下、「北特法」という）に基づき、北方領土問題の解決のために、関係施策を積極的に推進しています。

#### 北特法の目的と主な措置

**目的** 北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図り、ひいては北方領土の早期返還を実現して我が国とロシア連邦との間の平和条約を締結し、両国の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させることに資することを目的とする。

**主な措置**

- 国民世論の啓発
- 特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備
- 交流等事業の推進
- 元居住者に対する援護等の充実
- 振興計画<sup>※1</sup>の策定とその実施の推進

#### 第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画<sup>※1</sup>（以下、「振興計画」という）

【計画の期間】 ・令和5年度から令和9年度までの5年間

国土交通省では、振興計画に基づき、関係府省と連携しながら北方領土隣接地域の振興等に関する施策を進めています。

### 北方領土隣接地域の振興

北方領土隣接地域の振興のための具体的な取組には、「公共事業」や「公共事業の補助率がき上げ措置<sup>※1</sup>」、「基金<sup>※2</sup>、補助金<sup>※3</sup>による事業経費補助」の制度等があります。

#### 隣接地域振興に係る支援施策

- 公共事業等
  - ①国直轄事業（国）
    - 【北海道開発局が行う主な事業】
      - 交通体系及び情報通信基盤の整備
        - ①道路
          - 国道44号補修防雪
          - (R)改良工、橋梁上部工（修繕等）
        - 水産業の振興
          - 水産基盤整備事業（漁石塗布、養魚池等、網目漁獲）
          - 水産管理対策（産卵付き卵等）
          - 専任管理員（産卵付き卵等）の雇用の施設整備（修繕等）
    - ②国庫補助事業（北海道）
    - ③国庫補助事業（市町村）
  - 北方領土隣接地域振興等基金（内閣府）<sup>※2</sup>
    - 隣接地域の市又は町が振興計画に基づき実施する単独事業の経費の一部を補助するため、北海道に「北方領土隣接地域振興基金」を創設しています。
  - 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（国土交通省）<sup>※3</sup>
    - 振興計画に基づく施策の一層の推進を図むため、隣接地域の市又は町が魅力ある地域社会の形成のために実施する単独事業の経費の一部を補助しています。

【実施例】

- ①遠方ある地域経済の振興
  - 観光物産振興支援事業
- ②地域の資源を活かした交通・情報・人口の拡大
  - 建設観光地域づくり事業
- ③社会・経済の安定的な発展の促進
  - 地域振興・津波防災力向上支援事業

特別の助成（北特法第7条<sup>※1</sup>） 隣接地域の市又は町が実施する補助事業（市町村）

国土交通省では、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する施策を推進しています。